

第3分科会

10/3 木

会場：徳島グランヴィリオホテル「グランヴィリオホール」

えん罪被害救済へ向けて

～今こそ再審法の改正を～

1 新たな時代を迎えた再審

えん罪は、犯人とされた人はもちろんのこと、家族やその他多くの関係者の人生をも狂わせます。えん罪は国家による最大の人権侵害のひとつであり、再審はえん罪被害救済の最終手段といえます。

日弁連は、このようなえん罪被害を救済するため、再審支援活動を続けてきました。1975年の白鳥決定を追い風に、1980年代には、4つの死刑再審事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）で再審無罪判決を獲得し、無実の死刑囚を死刑台から生還させました。また、再審法改正についても積極的に提言を行い、1991年までに計4回、再審法改正案を提案し、国会における議論に繋げました。この時代、再審の門戸は大きく開かれたかのように見えました。

ところが、1990年代以降、再審開始決定に至った事件は減少しました。また、一旦再審開始決定が出ても、検察官の不服申立によって取り消されてしまうという事態も続きました。再審法改正運動も低調になり、再審の門戸は固く閉ざされたという見方が広がっていきました。

しかし、現在、再審は新たな時代を迎えつつあります。DNA鑑定等の科学的証拠や証拠開示を起爆剤に、日弁連が支援するいくつもの事件で再審開始決定を勝ち取ることができたのです。2005年以降、実に11件の支援事件で再審開始決定が出され、そのうち5件（足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件）で再審無罪判決が言い渡されました。再審の門戸は未だ大きく開かれたとはいえませんが、しかし、固く閉ざされたと嘆くような状況ではなくてきています。

2 えん罪被害救済を阻むもの

ところで、日弁連支援事件だけを見ても、一方で再審開始決定が確定した事件があれば、他方で再審開始決定に至らず、あるいは検察官の不服申立によって後に再審開始決定が取り消された事件（名張毒ぶどう酒事件、福井女子中学生殺人事件、袴田事件等）もあります。えん罪被害救済の可否が裁判官の再審に対する考え方等によって決まるなどということは、本来あってはならないはずです。しかし、現実には、裁判官によって再審事件の審理にはばらつきがあり、例えば、証拠開示に取り組む姿勢も大きく異なります。

このような事態が生じる理由の一つとして、刑事訴訟法には再審に関する規定がわずか19条しかなく、その内容も不十分で、旧刑事訴訟法の規定からほとんど変わっていないという法の不備が挙げられます。特に重要な問題は、再審における証拠開示が制度化されていないこと、そして再審開始決定に対する検察官の不服申立を許し、その結果、再審請求の審理が長期化していることです。

通常審の証拠開示については、刑事訴訟法の2004年改正によって公判前整理手続における類型証拠開示と主張関連証拠開示の制度が新設され、2016年改正によって証拠一覧表交付制度

が新設されました。通常審では、全面証拠開示には遠く及ばないものの、証拠開示制度が明文化されています。

ところが、再審では証拠開示の規定がなく、訴訟指揮によって事実上開示されることがあるという不安定な運用が続いています。しかし、例えば、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、松橋事件、大崎事件、日野町事件等では、開示された証拠が再審開始の判断に大きな影響を及ぼしました。再審における証拠開示の制度化はえん罪被害救済のため必要不可欠です。

検察官の不服申立の問題も深刻です。再審には、不利益再審が認められていません。それは、再審制度がえん罪被害の救済を目的とする制度だからです。ところが、現実には、長い年月を費やして再審開始決定を得たのに、検察官の不服申立によって、さらに長期間の審理を強いられることが少なくありません。徳島ラジオ商事件では、最終的には再審無罪判決が言い渡されました。元被告人は無罪判決を聞く前に亡くなりました。名張毒ぶどう酒事件の元被告人も、再審開始決定を取り消された後の長い審理の中で、亡くなりました。現在、大崎事件の元被告人は90代、袴田事件、松橋事件の元被告人は80代と高齢です。

3 今こそ再審法の改正を

再審法改正は、今、私たちが取り組むべき課題です。

2017年以降、日弁連支援事件のうち5事件（松橋事件、湖東事件、大崎事件、袴田事件、恵庭殺人事件）の特別抗告審が次々と最高裁に係属しました。これはかつてないことで、再審のこれからにとって重要な局面です。

そして、このような状況下、捜査機関の証拠隠しや検察官の不服申立によってえん罪被害がなかなか救済されない現状を深く掘り下げ、再審の制度論にまで切り込む報道も多くなりました。これは世論の関心の高まりを示すものです。

さらに、刑事訴訟法の2016年改正では、再審法改正には至りませんでしたが、附則9条3項で「速やかに検討を行うべき」とされた項目の冒頭に「再審請求審における証拠の開示」が掲げられました。改正に向けた論議は始まっています。

4 シンポジウムにご参加ください

このような現状を踏まえ、日弁連そして私たち弁護士は、再審における証拠開示制度の新設と検察官不服申立の禁止を柱とする再審法改正に向けた取組を加速させていかなければなりません。当然ながら、今回のシンポジウムは、その取組の一つに位置付けられます。

当日は、弁護士だけでなく、ジャーナリスト、刑事法研究者等の有識者、さらにはえん罪被害者の方々にも登壇していただきます。是非、シンポジウムにご参加ください。